



山形県公報

平成16年3月2日(火)

号 外(12)

目 次

告 示

昭和39年8月県告示第707号(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、
物件売払契約約款及び物件購入契約約款)の一部改正.....(出納局)...1

告 示

山形県告示第245号

昭和39年8月県告示第707号(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款)の一部を次のように改正し、改正後の建設工事請負契約約款の規定は、公布の日以後に締結する契約に、改正後の物件売払契約約款及び物件購入契約約款の規定は、平成16年4月1日以後に締結する契約に適用する。

平成16年3月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

第1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。

第49条の2第1号中「審決(」を「審決(独占禁止法)」に改める。

別記様式第13号(裏面)中「都道府県紛争審査会」を「都道府県建設工事紛争審査会」に、「公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律」を「仲裁法」に改める。

第2 物件売払契約約款の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(談合等に係る契約解除及び賠償)

第9条 甲は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第48条第4項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項の規定による審決(独占禁止法第54条第3項の規定による該当する事実がなかつたと認める場合の審決を除く。)を受け、独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に当該審決の取消しの訴えを提起しなかつたとき。

(2) 乙が独占禁止法第48条の2第1項の規定による課徴金の納付命令を受け、当該命令が同条第6項の規定により確定した審決とみなされたとき。

(3) 乙が第1号に規定する審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。

(4) 乙(法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第4条の規定による刑に処せられたとき。

2 乙は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲が特に認める場合は、この限りでない。

3 この契約の履行の完了後に、乙が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。

4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となつた違反行為により甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

第3 物件購入契約約款の一部を次のように改正する。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(談合等に係る契約解除及び賠償)

第15条 甲は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第48条第4項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項の規定による審決(独占禁止法第54条第3項の規定による該当する事実がなかつたと認める場合の審決を除く。)を受け、独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に当該審決の取消しの訴えを提起しなかつたとき。
 - (2) 乙が独占禁止法第48条の2第1項の規定による課徴金の納付命令を受け、当該命令が同条第6項の規定により確定した審決とみなされたとき。
 - (3) 乙が第1号に規定する審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (4) 乙(法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第4条の規定による刑に処せられたとき。
- 2 乙は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額(単価契約の場合は、購入予定数量又は購入実績数量のいずれが多い方に契約単価を乗じて得た金額)の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 この契約の履行の完了後に、乙が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになつた場合についても、前項と同様とする。
- 4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となつた違反行為により甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。